

熊本県中央児童相談所長 様

# 熊本県中央児童相談所の第三者評価 報告書

(令和4年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で熊本県中央児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案)」(令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究)(以下ガイドライン)により、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

65 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ おとなアンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、事務分掌、研修計画、業務マニュアル、当該児相運営課題、子どもに対する説明資料(権利ノート等)、死亡事例検証報告書 等

### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司を各1名以上含む、計3名)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司を各1名以上含む、計3名)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態

# — 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
----------------------	---

目次 .....	3
----------	---

## 総評

総評.....	6
---------	---

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求 .....	9
-----------------------------	---

第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	10
-------------------	----

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 .....	11
------------------------------------	----

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 .....	13
-----------------------------	----

第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	15
-------------------	----

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	16
--------------------------	----

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	17
------------------------	----

## アンケート結果

こどもアンケート結果 .....	19
------------------	----

おとなアンケート結果 .....	40
------------------	----



# 総評

(2022年12月8日(木)～9日(金) 実地調査実施分)

総 評

所長のリーダーシップのもと、業務の現状を法律改正や政府の通知等と照らし合わせ、課題を抽出したうえで対応策を検討しているのが熊本県中央児童相談所の特徴です。そこから事業計画、人材育成計画、研修計画、課題整理と対応策の策定などの組織的目標が各種のマニュアル等に落とし込まれ、具体的できめ細かいものとなっており、他の児童相談所のモデルとして活用できるものと考えます。

また児童相談所の運営方針の上位方針に基づく各種の下位方針の設定は、適切な組織運営と専門性向上を目指すものとなっています。特に、科学的根拠を持った業務対応のため、ソリューションフォーカスアプローチ、ホワイトボード使用によるファシリテーション、親育ち講座などの活用を明示して、ソーシャルワークの技術に踏み込んだ運営方針が作成されていることは、専門職として一致した方向性を持った技術習得を行うためにも有益であり高く評価できます。

さらに年3回の在宅支援ケースのケースヒアリングによる進行管理や、班長とは別にSVを配置している体制は、若手が多い職員構成の弱さを補ううえで有効な方法だと思います。加えて、所長の強いリーダーシップの下、他の職員から支えられているという実感をもって若手職員が業務に奮闘し、SV職員が自分のあり方に苦悩しつつもその若手職員を支えていること、職員が「子どもの笑顔がエネルギーとなって頑張れる」と明言できること等の精神性の部分には大変感銘を受けました。

ただ管轄地域が広域である点を踏まえたとしても、一定数の職員の残業時間が過労死レベルに達している例もあり、職員増や遠方の地域への支所等の設置など、改善が必要であると考えます。さらに市町村等とのパートナーシップ形成や里親による家庭的養護の推進については、もう一步踏み込んだ取り組みが必要と思われます。

今後も現在見られる良い機運や理念を大事にしながら、里親養育推進、市町村等との連携促進、職員の時間外労働の解消等にも取り組んでいただければと思います。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>誠実かつ意欲的に業務に取り組んでおられる様子が伺われました。また組織的にも職員同士の支え合いも十分だと思われます。</p> <p>今後は、さらにもう一步、子どもの権利擁護を意識した業務への取り組み(例えば、里親委託や養子縁組の積極活用、現実の運用において子どもの意見表明をしっかりと確保していく等)や市町村等との連携についてご検討ください。</p> <p>また時間外労働が多いため、職員自身もワークライフバランスを意識した業務改善が必要と考えます。</p>

<p>児童相談所</p>	<p>児童相談所としての責任を適切に図ろうという取り組みは十分に評価できます。</p> <p>今後は、市町村や児童家庭支援センター、里親・施設等との連携や役割分担を適切に行うことで地域の子ども家庭支援体制の向上が図られるよう、県全体のシステム強化を目指した取り組みが望まれます。</p> <p>また一時保護の司法関与の強化も想定されているため、弁護士との連携をより強化することにより、裁判対応業務についての職員や管理職の負担を軽減し、他の業務に集中できるようにすることを検討されると良いと思います。</p> <p>また、子どものアドボケイトについても、弁護士会との連携により、子どもの法律援助事業を用いて被措置児童の相談や代理人に弁護士を活用することが可能であるため、そうした取り組みへの検討も重要であると思います。</p> <p>特に時間外業務については、個人的要因以外に組織全体の要因把握が必要であり、具体的要因の実情把握と対応を検討されるチーム設置などの取り組みが必要と考えました。</p> <p>さらに里親養育及び養子縁組の取り組みについて、先進地視察等の上で、意識改革及び業務の取り組み方の検討をお願いします。</p>
<p>設置自治体</p>	<p>児童相談所の職員増員、児童家庭支援センターの7カ所設置など、子ども家庭相談体制の構築に努力されていることは評価できます。</p> <p>ただ管轄地域が広すぎるため、移動時間、距離が業務に過大な負荷を与えている現状を認識し、特に天草地域については支所設置など改善措置をとることを検討すべきと考えます。児童相談所までの距離があまりに遠いことは、親や児童にとっても児童相談所を信頼し、相談したり、指導を受けたりすることを物理的にも心理的にも困難にすると考えられます。</p> <p>また一時保護所の児童居室は個室を基本とすること、風呂（寒々としている。一人で落ち着いて入浴できる設備にすべき）・脱衣室（エアコンがない）などの施設改善を検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>さらに時間外労働の解消とさらなる業務の充実のために、職員の増員が必要と考えます。加えて、将来の人材確保・育成に向けた長期的視点が不可欠であり、現場と共に専門職のキャリアプランの作成等を期待します。</p>



国	<p>熊本県中央児童相談所では国の配置基準を満たしていても残業が常態化しています。そのため児童福祉司の配置基準は、単に人口比のみでなく、移動のための必要時間を考慮した管轄地域の広さも考慮し、地方の実情に沿った基準とされるべきと考えます。</p> <p>また児童福祉司や児童心理司のみで児童相談所の業務が成り立つものではないことから、総務部門の配置基準なども意識した児童相談所の人的物的体制全体について充実させるため、自治体任せではなく、予算措置を含め具体的にモデルを示すことが必要だと考えます。</p> <p>さらに市町村等関係機関との連携促進や人材養成のための各種研修の企画・運営等の充実のため、都道府県等の児童相談所のうち最低各 1 箇所を企画を担当する部署（職員）が配置されることが望まれます。尚この職員は児童福祉司の人口比の配置基準とは別に、必要定数として予算措置がなされることが必要であると考えます。</p>
---	---

## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

— 職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>「子どもの権利擁護や意見表明を重視しなくてはならない」という姿勢を組織として位置付けている点や、個別の事例のアセスメントに際してその立場を踏まえて評価すべきという観点を持っている点、アドボケイトのモデル事業実施導入、被措置児童に対する児童相談所職員の面会を工夫しながら年 2 回確保している点など、子どもの権利擁護について積極的に取り組まれています。また子どもが虐待の事実を表出しやすいパンフレット（絵を指さす）や、児童相談所の役割がわかるようなパンフレット（児童相談所、一時保護所、職員の説明など）は、不安な気持ちでいる子どもの目線に立った説明ができています。</p> <p>一方で、援助方針会議で傍聴した事例の中で、児童相談所の処遇方針が親の意向と子どもの思い・希望と異なる事案があった場合、子どもにどのように説明するのかについても含め、組織的に検討されているのか、個々の担当者の負担が重くなっていないか、が気になりました。</p> <p>また一時保護所の意見箱については、設置場所や設置時間からすると、意見箱に意見を入れるということが周囲にわかる方法であるため、子どもは利用しにくいのではないかと感じました。さらに一時保護所に関する子どもへの説明資料の中で、児童相談所の職員を「ケースワーカーの“先生”」、「心理の“先生”」と紹介されており、違和感を覚えました。積極的な理由があるのか、それとも以前からの慣習なのか、この点については確認する機会を逸しましたが、子どもに対して自らを「先生」と称することの意義や目的について、一度検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>今後、子どものアドボケイトという意味での弁護士の活用についても導入されると良いと思います。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
No.3	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

- 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>所長のリーダーシップの下、各職員がそれぞれの経験やエネルギーを発揮して、それぞれの役割を果たそうと前向きな姿勢を持って業務に取り組んでいる様子に感銘を受けました。支えられているという実感を持ちながら経験年数の少ない若手が頑張っていること、「子どもの笑顔がエネルギーのもとだ」との発言など、児童相談所業務のスピリットを大切にできていることが、象徴的な表れだと感じます。</p> <p>また各種マニュアル等では、具体的な文書のつづり方、休日夜間の体制（時間で区切っている、面接シナリオ含む）、緊急受理会議のタイミングと必要な調査項目の明示など詳細な手順を言語化することによって、業務の標準化が目指されていることは高く評価できます。心理診断の手引きは、心理司が児童相談所のソーシャルワークの理解を深められる内容で、児童相談所全体のソーシャルワーク機能向上に資するものとして評価できます。さらに SV の配置が特に若手職員の安心感を生み出し、所内の円滑なコミュニケーションの基盤となっていることが感じられました。</p> <p>今後はスタッフ管理的な業務について SV と班長との役割分担等を整理し、SV 本来の能力を発揮しやすい体制づくりが望まれます。また市町村・児童家庭支援センター等の地域の機関連携の推進、研修（地域への提供を含む）や、新たな事業導入における企画調整などを集約できる部署を設けることも一方法と思われるます。</p> <p>さらに児童虐待相談への対応や児童相談所の役割については、近年、法や制度の改正が相次ぎ、社会的養護のあるべき姿についても新たな方向性が示されています。これらの点を意識した取組みについてはまだ不十分な点が残っているように見受けられます。具体的には、子どもの権利擁護を強化し、司法関与の課題にも対応するため、児童相談所内部における弁護士の配置や活用について改善の余地があるのではないのでしょうか。</p> <p>特に膨大な時間外業務等勤務時間の管理や里親委託などの取組みへの組織的対応など、さらなる改善が求められます。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取組みを行っているか	S
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	B

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

一 虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>“子どもの安全確保のため躊躇なく一時保護を行うこと”について所長以下徹底されている様子が見え、夜間も含めて通告受理と確認の体制を確立していること、初動対応班を設けて初動対応に遅れなく取り組めるようにしているなど、組織体制としても具体化している点が良いと思いました。</p> <p>また、マニュアルによって通告時の対応シナリオや調査方法が明示されていること、「一時保護タイムライン」により一時保護中に行うことが示されていることにより、初心者でも対応の流れがわかりやすく、必要な手順の見落としを防ぐことが可能となっています。ただし、一時保護を開始した時点で初動班から支援班へ引継ぐ対応は、国が示した対応と支援を分けるという意図とは違っているように思われます。</p> <p>DV ケースについて、女性相談センターと連携して整理していることは、同一庁舎内にある組織の強みを活かした取り組みとして評価できます。</p> <p>児童相談所の在宅指導は丁寧に行われていますが、市町村による支援を積極的に活用することで、より子どもや家庭に身近な支援が可能になると考えられます。特に児童家庭支援センターや市町村との連携、要対協活用について市町村への技術的支援を推進されるべきと考えます。</p> <p>さらに家庭復帰に際しての関係機関との調整や市町村との連携については、援助方針会議においても一定程度は検討・確認すべき事項になると思われ、そうした点についても担当者個人の対応となってしまうよう、組織として目配りしていくことが求められると思います。</p> <p>また、DV ケースについて警察から全件児童相談所に通告が行われる現状が児童相談所業務を圧迫している状況であり、市町村での対応が望ましいケース等について市町村との役割分担など、対応策を検討する余地があると感じます。</p>	

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.16	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
No.17	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.18	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.19	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A
No.20	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.21	アセスメントが適切に行われているか	A
No.22	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A

No.23	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.24	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
No.25	援助方針の内容は適切か	A
No.26	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.27	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
No.28	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
No.29	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.30	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
No.31	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.32	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

## 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

### 一 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>措置・委託児童に対して、最低年 2 回の面会実施を目指している点は大変良い取り組みであると考えます。また、アドボケイトの導入についても一時保護所から開始する方向で進めておられ、積極的な姿勢を評価します。さらに措置児童への支援メニュー（グループワーク）の提供など、専門性を活かした支援がなされています。ただし施設・里親アンケートで、施設・里親からの不満も多かった点は改善の検討をお願いします。</p> <p>また子どもアンケートを見ると、「施設入所/里親措置の理由説明を『されなかった』『覚えていない』」が 3～6 割程度であり、「家族のこと」や「今後のこと」についても「聞いたら教えてくれる」が 2～4 割であることから、措置・委託児童との面会において、可能な限り子ども達の気持ちを掬いあげ、また、子ども達が納得するような説明に努めていただきたく、その一助として子どもの権利ノートの活用があると考えます。その観点からも子どもの権利ノートは、年齢別に内容を検討する等の改良も必要ではないでしょうか。児童相談所職員が子どもに面会に行く際の手順としても、（①子どもの権利ノートの保持を確認/持っていないければその場で再交付）、②権利ノートの担当児童福祉司名の確認（違っていれば書き換え）、③権利ノートの該当ページを見ながら「入所理由」の再確認、④権利ノートの該当ページを見ながら「家族の現状」を伝える、⑤権利ノートの該当ページを見ながら「今後のこと」を一緒に考える等）を実施してはいかがでしょうか。</p> <p>また面会通信の禁止については、子どもの側の希望をどのように受け止めているのかを検討するという視点を確保することが必要と考えました。</p> <p>なお 18 歳近くになっている子どもや自立支援の取り組みについても N P O との連携などに着手されている点は良いと思いますが、当該外部団体と支援の内容を協議したり、その相談にのるなどして、児童相談所としてどのような方向性を持って社会資源を開拓していくのかについて、系統的な検討が求められる分野だと思います。</p>	

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.33	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.34	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.35	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.36	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	B
No.37	援助方針の見直しが適切に行われているか	A
No.38	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	A
No.39	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	B

No.40	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.41	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.42	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.43	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.44	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
No.45	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.46	18歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか	A

## 第V部 社会的養育の推進

— 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>熊本県では比較的児童養護施設が充実しているためか、施設との連携は順調に行われているようです。</p> <p>一方、家庭的養護の推進についての取り組みは弱いように感じられました。「熊本は施設が充実しているため施設養育で十分である」という発言や里親数増加率の低さがあり、家庭的養育やパーマネンシーの保障の必要性について、県全体でより積極的な取り組みが求められます。また里親等委託率については、以前よりも高める努力はされており一定の評価はできるものの、(特別)養子縁組や新生児縁組等の取り組みについては数年にわたり実績があがりません。</p> <p>また現実的に様々な課題があるとは言え、子どもの最善の利益やパーマネンシー保障の観点からは、里親委託や養子縁組が有効な選択肢のひとつであることは明らかであり、児童相談所の意識や姿勢がその成果に大きく関わるとも考えられます。養子縁組等も含め、実態把握や家庭的養護に積極的に取り組まれることが必要と考えます。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.48	里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
No.49	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	B
No.50	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	B
No.51	民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	B



## 第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか  
家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>保護者支援のために保護者のアセスメントを行う手順が定められており、個別性を重視した支援を目指していることは評価できます。特に通告により関わる保護者向けのパンフレットには、児童相談所が関わる理由の説明や子どもとのかかわり方の工夫のポイントなどが掲載されており、保護者の理解を促すことに役立っています。</p> <p>また家族に対する支援メニューも準備・実施されており、良い取り組みがされていると感じます。特に子どもの性加害防止のための親子グループワークが設定されており、保護者に対しても積極的な治療的支援に取り組まれている点は、高く評価します。</p> <p>ただし、在宅支援には市町村の子育て支援サービスだけでなくさまざまな支援策が必要であり、児童福祉司指導となっている事案であっても、必要な場合には要保護対策地域協議会の対象児童として登録し、要対協による支援も活用すべきでと考えます。さらに児童家庭支援センターに継続的な親子支援や親子関係調整を依頼するなど、児童相談所だけで抱え込まないことが家族支援には必要だと思われます。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.52	保護者への向き合い方は適切であるか	A
No.53	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.54	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.55	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.56	親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

## 第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか  
児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>市町村支援担当児童福祉司（SV 級）を配置して要保護児童対策地域協議会に参加したり、個別ケース担当とは異なる立場から児童相談所の動きを市町村に伝えることで、市町村の理解が深まっている点は評価できます。今後さらにこうした取組みを管内全体に広げるためには、地域支援担当部署の充実が望まれます。</p> <p>他方で、具体的ケースにおいて市町村（学校等を含む）側がどのように考えているか、あるいは施設側がどのように考えて必要な支援を検討できているかなど、相手側機関からの情報を受信し処遇に反映する点について、組織的に意識を高める取組みをされると関係構築がよりスムーズになるのではないかと考えます。</p> <p>また市町村に対する技術的支援を行うことは、虐待予防や地域での支援力を高めることにつながるため、本庁の政策とも連動した体制作りをご検討ください。</p> <p>なお現在では余裕がなく十分な取組みができない状況であることは理解できますが、児童相談所として、児童虐待や社会的養護などについて広報や啓発活動に取り組むことが求められているため、何らかの工夫をしつつ取り組まれると、地域の民間団体の活性化などにもつながれると思われます。</p> <p>児童福祉審議会には法定の案件のみの諮問となっているようですが、対応困難事例について相談するなど、児童相談所自身が第三者からの意見を聞くことも必要だと思われます。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.58	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取組みをしているか	B
No.59	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.60	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.61	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.62	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取組みを実施しているか	A
No.63	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	B
No.64	児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	A
No.65	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A